令和８年度（2026 年度）

茨木市住宅用太陽光発電システム等

設置事業補助制度のご案内

募　集　期　間

令和８年４月13日（月）～令和９年３月５日（金）

※窓口に直接お持ちください

市では地球温暖化対策の一環として、家庭における新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及を促進するため、太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）※・太陽熱利用システム・蓄電システムを設置した方に対して設置費用の一部を補助します。

※家庭用燃料電池（エネファーム）は太陽光発電システムと同時設置の場合のみ補助します。

【重要】太陽光発電システムの保守点検を行いましょう！

平成 29 年４月１日から施行された改正 FIT 法により、太陽光発電システムを用いて売電を行う場合は、**設置場所が住宅であっても、発電事業者として保守点検を実施することが義務付けられています。**

また、発電した電気を売電せずに自家消費する場合においても、事故等を未然に防ぎ、長期にわたって安定的に発電を行うため、適切に保守点検を実施することが重要です。

設備を購入した販売業者、設置業者または製造業者に問い合わせていただき、定期的に保守点検を行いましょう。

◆補助対象システムと補助金額

対象設備	補助金額
太陽光発電システム（発電出力 10kW 未満）	1kW あたり 12,500 円、上限 50,000 円
太陽光発電システムと同時設置の家庭用燃料電池（エネファーム）※	上限 40,000 円
自然循環型太陽熱温水器	上限 30,000 円
強制循環型ソーラーシステム	上限 40,000 円
蓄電システム（定置型であり蓄電容量が１kWh 以上のリチウムイオン蓄電池）	上限 40,000 円

※燃料電池発電ユニットを既設の給湯器に設置する場合は補助対象外です。

～太陽光発電システムの補助金額計算方法（例）～

215W のパネルを 15 枚設置した場合

①最大出力値の計算

215W×15 枚＝3,225W＝3.225kW⇒3.23kW

（小数点以下３桁目を四捨五入）

②補助金額の計算

3.23kW×12,500 円/kW＝40,375 円⇒40,300 円

（100 円未満を切り捨て）

◆応募要件

①本市の住民票に記載されている個人が住民票に記載の住所において、対象システムを設置していること。（設置後の申請です。）

②納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。

（未納や分納中のものがある場合は補助を受けられません。）

③過去５年度以内に茨木市から補助を受けようとしている設備と同一種類の設備の補助金を受けていないこと。

④中古、自作品でないこと。

◆募集期間

令和８年４月13日（月）～令和９年３月５日（金）

※予算に達した場合は受付を終了します。

◆申請できる期間

・【太陽光発電システム】

…電力会社と電力の受給契約を開始した日から６か月以内

・【太陽光発電システムと家庭用燃料電池の同時申請】

…太陽光発電システムの電力受給契約開始日または家庭用燃料電池の設置日のいずれか遅い日（太陽光発電システムの電力受給契約開始日と家庭用燃料電池の設置日の間の期間が１年以内であること。）から６か月以内

・【自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム、蓄電システム】

…設置日から６か月以内

※太陽光発電システムと蓄電システムを同時に設置した場合、申請期間にご注意ください。

太陽光発電システムの申請に必要な「電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類」が発行されるまで時間がかかることがあります。その発行を待っている間に蓄電システムの申請期間である”設置日から６か月以内”に到達する場合があります。設置日から６か月を１日でも過ぎると申請を受け付けることができません。その場合、先に蓄電システムの申請をしてください。（なお、申請ごとに申請者の住民票の写しが必要です。）

◆申請方法

募集期間内に必要書類を全て揃えて環境政策課窓口まで直接お持ちください。（申請者以外の代理の方がお持ちいただくことも可能です。）

◆必要書類（設備ごとに必要書類が異なります）

消せるボールペン、修正液は使用しないでください。

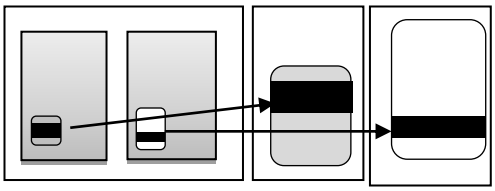
【太陽光発電システム】

□ 申請書（様式第１号）
□ 設備の概要等（様式第２号）
★□ 設備の設置費に係る領収書（コピー可）
★□ 設備の設置費に係る内訳明細書（コピー可）
★□ 竣工検査の試験記録書（設置後に検査を行い、正常に動くことを証明する書類）（コピー可）
□ 太陽光発電システムの設置状態を示すカラー写真
（①パネル（上面が確認できるもの）、②パワーコンディショナー、③設置住宅全体）
ご自身での写真が困難な場合は、あらかじめ設置業者に依頼するなどしてください。
□ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類（コピー可）
★□ （太陽電池モジュールの最大出力の合計値が 10kW以上の場合）パワーコンディショナー定格出力の合計値が確認できる書類（コピー可）
□ 申請者の住民票の写し（申請日前３月以内に取得・マイナンバーの記載なし・コピー不可）
□ 誓約書
★□ （申請者と住宅の所有者が異なる場合）建物の所有者の承諾書（申請者分は不要）

【家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム】

□ 申請書（様式第１号）
□ 設備の概要等（様式第２号）
★□ 設備の設置費に係る領収書（コピー可）
★□ 設備の設置費に係る内訳明細書（コピー可）

□ 機器の設置状態を示すカラー写真（カラー印刷可）
①機器全体の写真
②型番がはっきりと読み取れる写真
（機器の側面や正面に貼ってあります）



①機器全体の写真　②型番の写真（2 種類）
文字が読み取れるもの

□ 保証書等の設置日が記載された書類（コピー可）
（新築の場合、住宅の引渡書でも可）
□ 申請者の住民票の写し（申請日前３月以内に取得・マイナンバーの記載なし・コピー不可）
□ 誓約書
★□ （申請者と住宅の所有者が異なる場合）建物の所有者の承諾書（申請者分は不要）

※家庭用燃料電池の添付書類は、全てのユニットのものが必要です。

【蓄電システム】

□ 申請書（様式第１号）
□ 設備の概要等（様式第２号）
★□ 設備の設置費に係る領収書（コピー可）
★□ 設備の設置費に係る内訳明細書（コピー可）
□ 蓄電池本体の設置状態を示すカラー写真（カラー印刷可）
埋め込み式などの場合は、事前に写真を撮影しておいてください。
①蓄電池本体の写真
②型番がはっきりと分かる写真
（機器の側面や裏側に貼ってあります）
□ 保証書等の設置日が記載された書類（新築の場合、住宅の引渡書でも可）（コピー可）
□ 申請者の住民票の写し（申請日前３月以内に取得・マイナンバーの記載なし・コピー不可）
□ 誓約書
★□ （申請者と住宅の所有者が異なる場合）建物の所有者の承諾書（申請者分は不要）

★は所定の様式はありませんが、記入書式を市でも用意しております。
市の書式を使用する場合はコピーしたものではなく原本をご提出ください。
※場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

※必ずチェックシートで提出書類に不備がないか確認してください。

＜問い合わせ・申請先＞
茨木市　くらし産業環境部　環境政策課
〒567-8505　茨木市駅前三丁目８番 13 号　本館８階
TEL　：072-620-1644　　FAX　：072-627-0289
E-mail　：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp
HP　:http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html【ページ ID:57732】

